

13	10	7	4	1
14	11	8	5	2
15	12	9	6	3

「さあ選べ」と言われても……顔が見えない
裁判官……本性はもっと思えない裁判官……

最高裁判所裁判官の国民審査

死刑制度の存廃を問われたら……

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

東京都荒川区南千住1-59-6-302

<http://sobanokai.my.coccan.jp/>

10月31日、総選挙と同時に最高裁判所裁判官の国民審査の投票も行われました。辞めさせたい裁判官にバツテン（×印）をつけ、それが有効投票の過半数になると裁判官を罷免されます。（○印など×以外の記号を書くは無効票になってしまいます。）今回は対象になる裁判官が11人もいました。名前を覚えるだけでも一苦勞です。皆さんはどうされたでしょうか。

私は、宇賀克也さんという裁判官だけを無印にして、他の人には全員バツテンを付けてきました。彼が袴田巖さんの再審請求事件では、最高裁でさつさと無罪判決を確定すべきだという趣旨の意見を出したり、獄中者が自分が東京拘置所内で受けた医療のカルテを情報公開請求した事件でも、認めるべきだと差し戻しの判決を出してきたと知ったからです。

★「公報」ではわからないこと

最高裁の裁判官がどのように選ばれているのか、よくわからないのですが、検察官から何人、弁護士から何人……といった枠での慣例があるようです。宇賀克也さんは学者出身ということで、以前、情報公開の制度が法律になったときにも深く関与していたそうです。

刑事事件関係の個人情報請求・開示には制限がありますが、それは前科など本人の知られたくない情報が晒されて不利益を受けないよう守るためです。その本人からの請求まで拒否するような運用は、情報公開の趣旨に反していると、不許可の判断をした高裁に差し戻したのです。（このような背景は監獄人權センターのセミナーで知りました）

また、「最高裁判所裁判官国民審査公報」に紹介されている宇賀さんの「関与した主要な裁判」の一項目には「令和二年二月二日 第三小法廷判決／再審請求を棄却した原決定について、再審開始すべきとの反対意見を述べた」と記されています。これを読んで一般の人は袴田巖さんの事件のことだと気付けたでしょうか。

結局、国民審査の結果は11人全員が信任され、宇賀さんの不信任率は6・9%でした。

不信任率が7%以上だった4人はいずれも夫婦別姓を認めない民法と戸籍法の規定を「合憲」と判断していたことから、夫婦別姓を求めている「民意」の表れだろうと論評されています。その4人に×をつけようという運動もあったようですが、今回信任された裁判官の次の国民審査は10年後になりますから、みんな無事に定年を迎えることでしょう。

★死刑をどう考える？ 新聞の紹介

読売新聞が国民審査を受ける11人に「死刑制度の存廃をどう考えますか」と聞いたアンケートの結果を紹介しています。（朝日新聞でもほぼ同じ内容の設問と回答を紹介しています）

ほとんどの裁判官が「立法上の問題なので意見は控えたい」と回答しています。皆さん、（作られた法律をどう具体的に適用するかが裁判官の仕事なので、どんな法律を作ればよいかという議論には関与しない）つものようです。

さて、私たちはどう答えましょうか。最高裁の裁判官たちは（国民の間で、国会で、議論してください）と思考停止しています。（一）